

石川県公報

平成29年7月4日(火曜日)

号 外

(第51号)

目 次

規 則

- 半島振興対策実施地域における県税の課税の特例に関する条例施行規則等の一部を改正する規則

(税 務 課) 1

規 則

半島振興対策実施地域における県税の課税の特例に関する条例施行規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年七月四日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県規則第二十四号

半島振興対策実施地域における県税の課税の特例に関する条例施行規則等の一部を改正する規則

(半島振興対策実施地域における県税の課税の特例に関する条例施行規則の一部改正)

第一条 半島振興対策実施地域における県税の課税の特例に関する条例施行規則(昭和六十一年石川県規則第四十九号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号中「電気供給業」を「電気供給業(電気事業法(昭和三十九年法律第百七十号)第二条第一項第二号に規定する小売電気事業(これに準ずるものを含む)を除く。以下この号において同じ。)」に改め、同条第三項中「第九項及び第十項」を「第十一項及び第十二項」に改める。

別記様式第一号備考5(1)中「が電気供給業」の次に「(電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条第1項第2号に規定する小売電気事業(これに準ずるものを含む)を除く。以下同じ。)」を加え、同様式付表1(裏)備考2(1)中「電気供給業」の次に「(電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条第1項第2号に規定する小売電気事業(これに準ずるものを含む)を除く。)」を加える。

(過疎地域自立促進のための県税の課税の特例に関する条例施行規則の一部改正)

第一条 過疎地域自立促進のための県税の課税の特例に関する条例施行規則(平成十二年石川県規則第五十四号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項各号列記以外の部分中「設備」を「特別償却設備」に改め、同項第一号中「電気供給業」を「電気供給業(電気事業法(昭和三十九年法律第百七十号)第二条第一項第二号に規定する小売電気事業(これに準ずるものを含む)を除く。以下この号において同じ。)」に、「増設した設備」を「増設した特別償却設備」に、「設備を」を「特別償却設備を」に、「情報通信技術利用事業用」を「農林水産物等販売業用」に改め、同項第一号中「設備」を「特別償却設備」に改め、同条第三項中「第九項及び第十項」を「第十一項及び第十二項」に改める。

第四条第二十七号中「(昭和三十九年法律第百七十号)」を削る。

別記様式第一号(表)中「の設備」を「の特別償却設備」に改め、同様式(裏)備考5(1)中「が電気供給業」の次に「(電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条第1項第2号に規定する小売電気事業(これに準ずるものを含む)を除く。以下同じ。)」を加え、「増設した設備」を「増設した特別償却設備」に、「情報通信技術利用事業用」を「農林水産物等販売業用」に改め、同様式(裏)備考5(2)中「設備」を「特別償却設備」に改め、同様式付表1(表)中「生産設備」を「特別償却設備」に改め、同様式付表1(裏)備考2(1)中「電気供給業」の次に「(電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条第1項第2号に規定する小売電気事業(これに準ずるものを含む)を除く。)」

を加え、同様式付表一(裏)備考4中「設備」を「特別償却設備」に改め、同様式付表一中「設備や事業」を「特別償却設備や事業」に、「情報通信技術利用事業」を「農林水産物等販売業」に改める。

別記様式第二号(その一)(表)中「設備」を「特別償却設備」に改め、同様式(その一)(裏)備考4中「設備」を「特別償却設備」に改め、同様式(その一)付表(表)中「生産設備」を「特別償却設備」に改め、同様式(その一)付表(裏)備考3中「課税」の次に「設備」を加え、「設備」を「特別償却設備」に改める。

別記様式第三号(表)及び別記様式第四号(表)中「設備」を「特別償却設備」に改める。

(原子力発電施設等立地地域における県税の課税の特例に関する条例施行規則の一部改正)

第三条 原子力発電施設等立地地域における県税の課税の特例に関する条例施行規則(平成十五年石川県規則第七号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号中「電気供給業」を「電気供給業(電気事業法(昭和三十九年法律第七十号)第二条第一項第二号に規定する小売電気事業(これに準ずるものを含む。)を除く。以下この号において同じ。)」に改め、同条第三項中「第九項及び第十項」を「第十一項及び第十二項」に改める。

第三条第二十七号中「(昭和三十九年法律第七十号)」を削る。

別記様式第一号(裏)備考5(1)中「が電気供給業」の次に「(電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条第1項第2号に規定する小売電気事業(これに準ずるものを含む。)を除く。以下同じ。)」を加え、同様式付表一(裏)備考2(1)中「電気供給業」の次に「(電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条第1項第2号に規定する小売電気事業(これに準ずるものを含む。)を除く。)」を加える。

(本社機能立地促進のための県税の課税の特例に関する条例施行規則の一部改正)

第四条 本社機能立地促進のための県税の課税の特例に関する条例施行規則(平成二十七年石川県規則第三十三号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号中「電気供給業」の下に「(電気事業法(昭和三十九年法律第七十号)第二条第一項第二号に規定する小売電気事業(これに準ずるものを含む。)を除く。)」を加え、同条第二項中「第九項及び第十項」を「第十一項及び第十二項」に改める。

別記様式第一号(裏)備考5(1)中「電気供給業」の次に「(電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条第1項第2号に規定する小売電気事業(これに準ずるものを含む。)を除く。)」を加え、同様式付表一(裏)備考1(1)中「電気供給業」の次に「(電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条第1項第2号に規定する小売電気事業(これに準ずるものを含む。)を除く。以下同じ。)」を加える。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 第一条の規定による改正後の半島振興対策実施地域における県税の課税の特例に関する条例施行規則第二条の規定、第二条の規定による改正後の過疎地域自立促進のための県税の課税の特例に関する条例施行規則(次項において「新過疎規則」という。)第三条第一項第一号及び第三項の規定(同号の算式に係る部分を除く。)、第三条の規定による改正後の原子力発電施設等立地地域における県税の課税の特例に関する条例施行規則第二条の規定並びに第四条の規定による改正後の本社機能立地促進のための県税の課税の特例に関する条例施行規則第二条の規定は、平成二十九年三月三十一日以後に新設され、又は増設される施設又は設備について適用し、同日前に新設され、又は増設された施設又は設備については、なお従前の例による。

3 新過疎規則第三条第一項第一号の規定(「情報通信技術利用事業用」を「農林水産物等販売業用」に改める部分に限る。)は、平成二十九年四月一日以後に新設され、又は増設される設備について適用し、同日前に新設され、又は増設された設備については、なお従前の例による。

4 改正前のそれぞれの規則の規定に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、所要の調整をして使用することができる。